

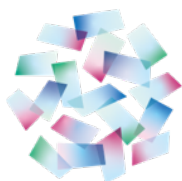


学生生活のしおり

2026

INDEX

日本大学教育憲章.....	1
キャンパスマップ（バリアフリーマップ）	2
こんな時どこに行けばいいの？	2
奨学金制度・学費について	3
学生生活について（学内）	4
学生生活上の注意喚起	8
学生生活について（一般）	10
自分だけは大丈夫.....	14
保健・相談など.....	21
地震防災ガイド.....	25



日本大学文理学部

Nihon University, College of Humanities and Sciences

日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき
道統をたつとび 憲章にしたがい
自主創造の気風をやしなひ
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

各自及び全体の安全を第一に、折々伝えられる大学からの連絡事項は必ずしっかりと確認して、不明な点、不安なことがあったら、早めに所属学科、学生課、教務課等に問い合わせるようにしましょう。

「**学生生活のしおり**」は、皆さんが学生生活を送る上で必要な事柄をまとめました。
わからないことや困ったことがあったときは読み直してください。また、[COMITS2（コミッツ）](#)による連絡もよく確認してください。

「学事・行事予定表」は、随時 [COMITS2（コミッツ）](#)、[学部ホームページ](#)の最新情報を確認してください。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

◎日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

◎多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

◎社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

【自ら学ぶ】

◎豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

◎世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

【自ら考える】

◎論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

◎問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

【自ら道をひらく】

◎挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

◎コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

◎リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

◎省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

キャンパスマップ（バリアフリーマップ）

キャンパスマップ（バリアフリーマップ）はこちらを確認してください。
[キャンパスマップ | 日本大学文理学部](#)

こんな時どこにいけばいいの？

問い合わせ先は[お問い合わせ Contact | 日本大学文理学部](#)で確認してください。

用 件	対応部署	場 所
学生証を汚損したとき	教 務 課	本 館 1 階
休学したいとき		
退学したいとき		
復学したいとき		
資格について相談したいとき		
氏名・本籍を変更したいとき		
住所及び連絡先を変更したいとき		
保証人・学費納付者を変更するとき		
授業や試験について聞きたいとき		
証明書（在学、成績など）が必要なとき		
進路（大学院）について相談したいとき		
成績について相談したいとき		
追試験を受けたいとき		
留学について聞きたいとき	教務課・グローバル教育研究センター	3 号館 2 階
教員採用試験について相談したいとき	教職センター	1 号館 2 階
授業担当教員に会いたいとき	講 師 室	本 館 2 階
休講・補講について質問したいとき		
学費の納入、分納の相談をしたいとき	会 計 課	本 館 1 階
学生証を紛失したとき	学 生 課	本 館 1 階
遺失物や拾得物があったとき		
海外研修旅行に行きたいとき		
学生団体乗車券を購入したいとき		
学生寮に入りたいとき		
学割証が必要なとき		
合宿・試合・発表会などをするとき		
下宿・アパート等を紹介してもらいたいとき		
厚生施設を使用したいとき		
サークル活動で学内施設を使用したいとき		
サークルについて聞きたいとき		
自転車・オートバイを登録するとき		
奨学金を受けたいとき		
食堂・売店について聞きたいとき		
通学定期券を購入したいとき		
盗難にあったとき		
備品を借りたいとき		

医療機関を利用したいとき	保 健 室	本 館 1 階
怪我や急病のとき		
健康診断証明書が必要なとき		
健康に関する相談がしたいとき		
悩みや相談をしたいとき	学生支援室	本 館 1 階
図書館を利用したいとき	図書館事務課	図書館棟 1 階
就職について相談したいとき	キャリアセンター	1 号館 1 階
体育施設、更衣ロッカーを使用したいとき	体 育 課	総合体育館地下 1 階
アカウントやパスワードを忘れたとき	コンピューターセンター	図書館棟 1 階 インフォメーション・スクウェア
パソコンを使いたいとき		
メールアドレスを取得したいとき		
公衆 Wi-Fi サービスについて知りたいとき		

奨学金制度・学費について

募集時期等の詳細については、状況の変化により変更する可能性があるため、COMITS2（コミッツ）、学部ホームページ等でお知らせします。

1. 文理学部の奨学金制度

文理学部では独自の奨学金制度があります。

こちらを確認してください。

[日本大学文理学部 | 奨学金制度](#)

2. 日本大学の奨学金制度

全学部学生を対象とした奨学金制度は以下の URL を参照してください。

なお、「日本大学特待生」には文理学部から 2 年生 18 名、3 年生 18 名、4 年生 21 名の合わせて 57 名が令和 7 年度特待生になっています。

こちらを確認してください。

[日本大学 | 奨学金制度](#)

3. 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度

日本大学は「高等教育の修学支援新制度」対象機関です。本制度は「授業料の減額・入学金の免除または減額（授業料等減免）」と「給付型奨学金の支給」の 2 つの支援により、大学で安心して学んでいただくものです。

こちらを確認してください。

[日本学生支援機構奨学金 | 日本大学文理学部](#)

4. その他の奨学金制度（過去の実績）※五十音順（学生ポータルサイト COMITS2→コンシェルジュ→学生課→奨学金情報）

1. 地方公共団体による奨学生の募集

- 石川県奨学生 ● 茨城県奨学生 ● 大田区奨学生 ● 川崎市大学奨学生 ● 札幌市奨学生 ● 館山市ふるさと創生奨学資金奨学生
- 栃木県育英会奨学生 ● 八戸市奨学生 ● 福島県奨学生

2. 各種奨学財団による奨学生の募集

- あしなが育英会大学奨学生 ●(公財) エフテック奨学財団奨学生 ●(一財) 岡村育英会奨学生 ●(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団奨学生 ●(公財) 樫山奨学財団奨学生
- (公財) キーエンス財団奨学生 ●(公財) 交通遺児育英会奨学生 ●(公財) 国土育英会日本人向け奨学生 ●公益信託松栄奨学基金奨学生
- (公財) 住本育英会奨学生 ●スルガ奨学財団奨学生 ●(一財) 玉野教育基金奨学生 ●(公財) 平山教育財団奨学生
- (一財) 藤本武弘育英会奨学生 ●長崎県育英会奨学生 ●(公財) 日本証券奨学財団奨学生 ●(一財) 野崎わかば会奨学生
- (公財) 博報堂教育財団教職育成奨学生 ●(公財) ヨネックススポーツ振興財団奨学生

3. 各種奨学財団による奨学生の募集（留学生）

- (公財) 旭硝子奨学会外国人奨学生 ●公益信託川嶋章司記念スカラシップ基金奨学生 ●(公財) 神林留学生奨学会奨学生
- (一財) 共立国際交流奨学財団奨学生 ●(公財) 国土育英会外国人留学生奨学生 ●(公財) 佐藤陽国際奨学財団私費留学奨学生
- JEES 日本語教育普及奨学生 ●(公財) 高山国際教育財団奨学生 ●(公財) 朝鮮奨学会奨学生 ●(公財) 辻国際奨学財団奨学生
- (公財) 徳州会国際奨学生 ●(公財) 日揮・実吉奨学会奨学生 ●(公財) 長谷川留学生奨学財団奨学生 ●(公財) 平和中島財団奨学生
- 三菱商事留学生奨学生 ●(公財) 守谷育英会奨学生 ●(公財) 安田奨学財団奨学生（スポーツ枠） ●(公財) ロータリー米山記念奨学会外国人留学生奨学生 ●(公財) 綿貫国際奨学財団奨学生

5. 国の教育ローン（日本政策金融公庫）について

本学への入学者、在学者の保護者の方は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用することができます。

「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を融資する公的な制度です。

詳細は下記URLをご確認ください。

[教育一般貸付（国の教育ローン） | 日本政策金融公庫](#)

6. 学費の納入について

学費は1年を2期（4～9月、10月～3月）に区分し、各々の納入期限は原則として、前学期分4月末日、後学期分9月末日となっております。納入方法は学部指定の振込用紙による金融機関窓口・ATM・インターネットバンキングでの振込となります。金融機関によって取扱いが異なりますので、振込用紙に記載の注意事項を御確認ください。学費の分納を希望する場合は、学費振込用紙が届いた後、速やかに会計課窓口申し出て、所定の手続きをしてください。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）（文部科学省）利用者の方へ

振込用紙は採用の有無や支援区分の見直しが確定次第、判断結果通知に同封いたします。

本制度をご利用される方の納入期限は上記通常のスケジュールとは異なり、前学期については5月末日、後学期については10月末日です。

なお、判定結果の確定日時により、発送時期等も変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

詳しくは、学部ホームページやポータルサイトで御確認をお願い致します。

学生生活について（学内）

1. 通学定期乗車券について

- 通学定期乗車券を購入する場合は、3月上旬までにCOMITS2（コミッツ）掲載の「[通学定期乗車券発行（購入）に伴う経路確認フォーム](#)」から申請いただくことで、4月ガイダンス時に経路を記載した学生証裏面学籍シール（以下「裏面シール」という）を配布いたします。学生証に裏面シールを貼付して、鉄道会社の窓口で学生証を提示し購入してください。

上記申請を行っていない場合は、学生課に「通学定期乗車発行控」を提出し、裏面シールに確認印を受けたうえで、同様に鉄道会社の窓口で購入してください。

学生証の有効期限は1年間です。毎年度裏面シールを張り替え、必ず裏面シールを更新してください。通学定期券の購入には有効な裏面シールが貼付されている学生証が必要です。

●実習定期券について

実習のために学校最寄駅以外の区間の「実習用通学定期券」を購入する際には、遅くとも実習の1ヶ月前までに学生課で手続きをしてください。なお、アルバイト及び課外活動（サークル活動）など、卒業に必要な単位修得に関わらない場合は、乗車券、回数乗車券、通勤定期乗車券を購入してください。

適正でない区間の通学定期乗車券を購入及び使用した際は、運送約款に基づき旅客運賃・増運賃を請求されるとともに、通学定期乗車券の発行停止を受け、懲戒処分の対象となります。

2.学割証の交付

学割証はJR等の鉄道に片道101キロ以上乗車するときに使用できます。発行は本館1階に設置されている「証明書自動発行機」で行います。一人当たり1日2枚まで、年間で10枚を上限としています。学割証を利用して購入した普通乗車券を使用する時は学生証の携帯が必要です。

3.自動車通学の禁止

本学部では、交通事故の防止及び周辺交通事情などから、自動車での通学を禁止しています。自動車を本学部周辺に乗り付けて違法駐車し、周辺住民に多大な迷惑や危険を及ぼす事も絶対にしないでください。

4.通学自転車・オートバイ登録申請について

- ① 自転車、オートバイで通学を希望する学生は、毎年度の登録が必要となります。
- ② 駐輪場所は指定されています。
- ③ 通学に関しては、関連法規等を遵守し安全運転を行ってください。
- ④ 自転車は、ラックに入れて駐輪し、必ず鍵をかけて責任を持って管理してください。
- ⑤ 駐輪場内での自転車の盗難・破損について、学部は責任を負いません。1ヶ月以上放置した場合には、大学が廃棄いたします。
- ⑥ 自転車による交通事故が社会問題となっておりますので傷害保険、賠償責任保険を含む損害保険に加入してください。（※東京都、神奈川県等では、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険への加入が義務となりました。）
- ⑦ 構内では、自転車の走行は禁止されています。入口で降りて動かしてください。
- ⑧ オートバイは必ず「徐行」してください。また、19時以降におけるオートバイの経路は以下経路図（7.駐輪施設及び構内喫煙所MAP）に従って走行してください。

5.拾得物・遺失物について

学内での拾得物は、学生課に届け出てください。届けられた拾得物は、学生課で一定期間保管します。

落とし主が判明した場合は、学生課から連絡します。落とし主が判明しない場合や、連絡をしても返信や受取連絡が取れず期限を超過した場合は、廃棄処分とします。

貴重品については警察へ届け出ます。※所有権を行使される場合はご自身で交番へ届け出てください。

忘れ物・落とし物をした場合は、学生課窓口で確認してください。

6.合宿・試合・発表会など

サークル活動として、学内・学外で合宿、試合、発表会などを行うときは、活動等の3日前までに「団体特別活動届（学内・学外）」に必要事項を記入し、参加者名簿等を添えて学生課窓口へ届け出てください。詳しくは、学生課まで問い合わせしてください。

7. 駐輪施設・通行経路 MAP



8. キャンパス内全面禁煙に伴う喫煙所廃止及び移行措置

受動喫煙防止法の施行により、文理学部では望まない受動喫煙をなくすため様々な取り組みを進めて参りました。東門の喫煙所から第二体育館跡地に喫煙所を移転し、教職員による声かけや掲示による注意喚起を継続して参りました。しかし、紙巻たばこ禁止や喫煙所外での喫煙禁止等の喫煙ルールが遵守されず、近隣住民や非喫煙学生からの苦情も多数寄せられており、望まない受動喫煙も発生している状況です。望まない受動喫煙が常習化していることから文理学部キャンパス内喫煙所を全面廃止とし、全面禁煙とせざるを得ないと判断しました。全面禁煙に向けて移行措置も設けますが、禁煙ルールの遵守について御協力のほどよろしくお願いいたします。

※移行措置

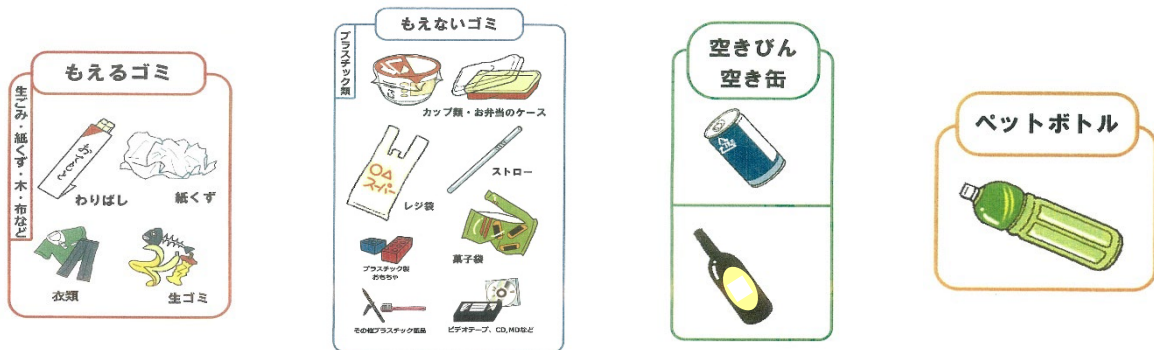
卒煙のための卒煙所（特定屋外喫煙場所）（電子式・加熱式のみ可。紙巻たばこは禁止）を本館1階に設置いたします。卒煙所の運用は、喫煙マナー遵守の状況によりますが、半年程度を予定しています。いち早く卒煙することを応援いたします。

9.案内や連絡の掲示

サークル活動などについての案内や掲示をしたいときは、学生課窓口にご相談し承認を受けてください。

10. ごみの処理

本学部は事業所として扱われるため、ゴミについては、①燃えるゴミ（生ゴミ・紙くず等）②燃えないゴミ（レジ袋・プラスチック・ビニール類他石油製品）③缶 ④ビン ⑤ペットボトルに分別することになっていますので十分理解して捨てるようにしてください。



11. 下宿・アパート・学生寮について

下宿・アパート・学生寮については、HP: [学生寮等の紹介 | 日本大学文理学部](#)をご確認ください。文理学部生が入寮可能な学生寮があります。いずれも日本大学の直営寮であり、地方から安心して文理学部にて勉学に励めるよう環境を整えています。

12. アルバイト・ボランティアの紹介

学生課窓口には「アルバイト情報」「ボランティア情報」などあります。ぜひご利用ください。

HP: [学生ボランティア活動について | 日本大学](#)

13. 食堂・売店等の利用

文理学部の食堂及び売店は、業者委託により運営されています。詳細は下記URLをご確認ください。

HP: [食堂・文具・書店等 | 日本大学文理学部](#)

14. 厚生施設案内

本学には自然環境に恵まれた厚生施設（研修生・セミナーハウス）があり、ゼミナールやサークルの合宿などに利用されています。

HP: [厚生施設 | 日本大学文理学部](#)

※予約・使用手続等については、学生課へお尋ねください。

使用者心得

1.通報義務（次の場合は、直ちに管理人に通報すること）

- ①建物・付帯設備及び備品等が破損・滅失したとき。
- ②火災・風水害・盗難その他の異変があったとき又は異変が予知されたとき。

- ③施設内に急患が発生したとき。
- ④使用者が外泊するとき及び施設に戻ったとき。
- ⑤その他緊急処置が必要と認められる事由が発生したとき。

2. 遵守義務（次の事項を誠実に守ること）

- ①建物・付帯施設及び備品等は、大切に使用すること。
- ②居室及び廊下等は、常に清潔にし、備品及び所持品は整頓しておくこと。
- ③割り当てられた寝具、その他備品は、整頓して所定の場所へ置くこと。
- ④電気・湯水等を浪費しないこと。
- ⑤常に防火・防災に留意し、災害が発生したときは、臨機の措置をとること。
- ⑥風紀及び秩序の維持に努めること。

3. 禁止事項（次の行為をしてはならない）

- ①施設の内外を問わず生活環境を害する行為をすること。
- ②許可なくして自動車等を乗り入れること。
- ③割り当てられた居室以外の部屋を使用すること。
- ④許可なくして施設内の備品等を移動すること。
- ⑤危険物の施設内への持込み又は使用すること。
- ⑥建物及び使用者に損害を与え又はその恐れがある行為をすること。
- ⑦所定の場所以外での喫煙及び火気を使用すること。
- ⑧室内においてラジオ・テレビ及び楽器等の音量を著しく上げ又は喧騒により、他の使用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ⑨許可なくして施設内においてビラを散布し、又はポスター等の掲示をすること。
- ⑩使用を許可されていない者を宿泊させること。
- ⑪許可なくして施設内で飲酒をすること。
- ⑫大学の品位を損なう行為をすること。

※使用料金納入後の返金はありません。宿泊人数等に変更がある場合は、必ず納入前に申し出てください。

学生生活上の注意喚起

1. サークルのふりをしたカルト宗教団体などの反社会的集団に注意

学内では、正体を隠したカルト宗教団体や過激派組織による無届けの勧誘があります。（サークルの入会・ボランティアの参加・セミナーの参加）を勧誘する反社会的集団です。

手口としては、キャンパス内で「スポーツ」「音楽」「ボランティア」を装い、正体を隠して近づきます。相手はあなたの「悩み」や「優しさ」を巧妙に聞き出し、数ヶ月かけて信頼関係を築いてから、組織へ引き込みます。

あなたの善意を利用し、自由な時間、友人関係、そして将来を支配します。カルト宗教団体や過激派組織が狙うのは、意志が弱い人ではありません。むしろ「自分は論理的だ」「社会問題に詳しい」「判断力がある」と自負している学生こそが、彼らにとって最高のターゲットです。彼らはあなたの知的好奇心を巧みに刺激し、「特別な成長の機会」を演出し、納得させながら一步步深みへ引き込みます。「自分だけは大丈夫」と思った瞬間、あなたはすでに相手の土俵に立っています。勧誘のプロは、100回断られても1回成功すればいいと思って近づいてきます。少しでも『おかしい』と感じたら、周囲や学生課窓口に話してください。

もし、連絡先を教えてしまった後でも、すぐに着信拒否・ブロックをし、学生課に報告してください。

これらの行動は、あなたの勇気ではなく判断力が優れている証拠です。

2.盗難に気を付けよう

学内といえども盗難は起きています。

- 所持品から目を離さず貴重品は必ず身に付けてください。
- 自転車は、必ず鍵をかけて責任を持って管理してください。
- 教室、図書館、体育館などで荷物を置いたままにしないでください。ロッカーを使用する時は、必ず鍵をかけてください。もし、盗難にあったら学生課に連絡をしてください。

3.騒音

学内であっても屋外での楽器演奏や大声などは、授業の妨げや近隣住民への迷惑になりますのでやめてください。また、授業中の私語、携帯電話の利用等も周りの方の迷惑となりますのでやめてください。

4.学内での禁止事項

- 授業・研究・業務等の妨害及び暴力行為。
- 構内諸施設の無断使用、破壊及び汚損等の行為。
- 凶器、危険物及びこれに類する物品の持ち込み。
- ボールや道具を使用した遊戯（キャッチボール、スケートボード等）。
- 自転車の走行。
- 大学から許可を得ていない掲示、勧誘活動。

5.不正行為について

定期試験はもちろんのこと、授業内での試験やレポート、課題等において不正行為があった場合、日本大学学則第76条及び77条に基づき懲戒を行うことがあります。

懲戒となった場合、単位の修得が認められず卒業や卒業に向けた自身の履修計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。不正行為を行わない・加担しないよう十分に注意するとともに、試験や課題に際しては、試験監督者及び授業担当教員の指示に従い、厳粛な態度で臨むとともに不正と疑われるような紛らわしい行為も厳に慎んでください。

試験に当たっての注意事項

1 以下の行為は不正行為とみなす。

- ① 替え玉受験又は身代わり受験
- ② 答案用紙交換行為
- ③ 氏名不正記入受験
- ④ 複数人が関わる不正行為を主導した場合
- ⑤ カンニングペーパーを使用する行為
- ⑥ 机等にあらかじめ書き込みを行う行為
- ⑦ 参照を許可されていない教科書、携帯電話等の電子機器を使用する又は貸借する行為
- ⑧ 他人の答案を書き写す行為
- ⑨ 答案を持ち出す行為
- ⑩ 他人と相談して解答する行為
- ⑪ 他人の答案や論文等を盗用する行為
- ⑫ その他、試験監督の指示・注意に従わない行為 等

- 2 不正行為を行った場合は、日本大学学則第77条に定める懲戒に付す。
- 3 2の懲戒を受けた者は、懲戒の種類にかかわらず、原則として当該学期に履修しているすべての科目の成績を無効とする。
- 4 2の懲戒を受けたときは、所属学科・学年・懲戒内容・懲戒決定日を学内に掲示する。

6. 通学マナー

近隣住民から以下の苦情が多数寄せられていますので、絶対にやめてください。

- ① 歩きタバコ（吸い殻のポイ捨てを含む）
- ② ゴミのポイ捨て
- ③ 道路いっぱいに広がって歩く行為
- ④ 大声を出して歩く行為
- ⑤ 自転車の違法運転（スピードの出しすぎ、夜間無灯火等）

7. 人権侵害について

日本大学は、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害のない快適な教育環境を作るためにガイドラインを作成し、人権侵害の防止・解決に積極的に取り組んでいます。

人権侵害とは

人権侵害とは、日本国憲法が保障している法の下での平等、思想・信条・良心の自由並びに言論の自由に関する差別的な取り扱い、プライバシーの侵害、就学・就業に関する機会均等や環境確保、その他基本的人権を侵害するような差別的取り扱いにより、個人の尊厳を不当に傷つける行為をいいます。セクシュアル・ハラスメントは人権侵害のひとつです。

被害にあったら…

— 自分の気持ちをはっきりと伝えましょう。

まず、不快だという気持ちを、その場ではっきりと伝えることです。相手に自分の素直な感情を伝えることは重要です（でも、言えなかったからといって心配しないでください）。

— 記録を必ずとっておきましょう。

意思表示ができなかったり、できる状況になかったとしても、日時・場所・状況の記録は必ずとっておくことが重要です。それがあなたを救うことにつながります。ひとりで悩まないでください。「自分にも何か問題があったのでは…」と悩むことはやめましょう。被害を受けた方の責任で起こることではありません。また、ひとりで解決できないこともあります。

— 遠慮せずに相談してみましょう。

人権侵害やセクハラ行為を受けたら、まず最初に学生課、学生支援室等を訪ねましょう。

学生生活について（一般）

1. SNS等の利用について

SNS、個人のブログ等においては匿名での書き込みでも本人を特定され、社会的な批判をあびるケースがあります。SNSや個人のブログは不特定多数が閲覧可能で、書き込み内容によっては違法行為でなくても他人や団体に迷惑を及ぼす可能性がありますので十分注意してください。個人を特定できる書き込み（大学名、個人名等）はやめましょう。

個人が情報を発信する際の注意事項を、以下に記載します。

- ① 利用については、学則（校則等）・就業規則等の学内規則や法令等を遵守し、各サービスの利用規約を良く読み、内容を理解した上で利用する。

- ② 情報発信を行う際は、閲覧者に誤解を与えないよう、日本大学の名誉を汚さない良識ある発言・投稿を心がけ、情報発信と対応に責任を持つ。
- ③ ソーシャルメディアが持つ特性「一度発信された情報は完全には取り消すことができない」ことを留意する。
- ④ 伝聞や推測に基づく不確かな情報ではなく、正確な情報を発信する。
- ⑤ 教職員・学生等として、資質を問われかねないような軽率な、または立場を弁えない発言・投稿は控える。
- ⑥ 発言・投稿内容は、個人のもので、本学の意見を表すものではないことを明記する。
- ⑦ 著作権の公正な取り扱いには注意する（校章、ロゴマークの無断使用等は禁止する）。

2. ソーシャルメディアをご利用の皆様へ

日本大学文理学部は、公式アカウントのフォローや参加を歓迎しています。

ソーシャルメディアにおける本学関係者からの情報発信のすべてが、公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。

正式な発表に関しては、文理学部ホームページ及びプレスリリースなどで情報発信しております。

本学へのご意見やお問い合わせにつきましては、公式アカウント上でのご返答は致しかねます。予めご了承ください。

ご意見などは、文理学部ホームページ「お問い合わせ」からお願いいたします。

※類似するアカウントも存在しますが、第三者が管理・運営をしている場合がございますので、ご注意ください。

下記、本学ソーシャルメディア公式アカウント一覧をご参照ください。

日本大学文理学部公式ソーシャルメディア一覧

1. X (旧Twitter)

- ① 名称：日本大学文理学部【公式】

[日本大学文理学部【公式】 \(@bunrigakubu\) さん / X](#)

- ② アカウント名：@bunrigakubu

2. Instagram

- ① 名称：日本大学文理学部【公式】

[日本大学文理学部【公式】 \(@nihonuniversity_chs\) • Instagram写真と動画](#)

- ② アカウント名：nihonuniversity_chs

3. YouTube

- ① 名称：日本大学文理学部公式チャンネル

[日本大学文理学部公式チャンネル - YouTube](#)

- ② アカウント名：@nihon-u.chschannel

3. 悪質勧誘商法

大学生を取り巻く環境の中で、気をつけなければならない事項がたくさんあります。被害にあった場合には、すぐに学生課か最寄りの消費生活センター等に相談してください。

「新聞の悪質・強引な勧誘」 学生のひとり暮らしを狙った、強引な新聞の勧誘に遭遇するケースがあります。「近所の者です」などと言って近づいてくるケース。

「マルチ商法」 街角で声をかけられるケースのほか、友人・知人から「友達を紹介すればマージンが入り、手軽に儲かる方法がある」などと勧誘されるケース。

「自己啓発セミナー」 街角で「就職に役立ちます。受けてみませんか？」などと声をかけられ高額なセミナーの契約等をさせられるケース。

「**アポイントメント商法**」 突然電話がかかってきて「プレゼントが当たった」、「格安旅行に行ける」などと言われて高額な会員権等を契約させられるケース。

「**キャッチ商法**」 街角で「ちょっと簡単なアンケートに答えてもらえませんか？」と声をかけられ、話に乗ってしまふと高額な品物を買う契約をさせられるケース。

「**架空請求**」 実際に利用の事実がないにもかかわらず、有料ホームページを利用したかのような文言で請求メールを送ってくるケース。

4. 薬物乱用について

近年、若年層による犯罪行為（大麻・覚せい剤・危険ドラッグの乱用等）が社会問題となっています。安易な気持ちで薬物乱用といった犯罪行為に手を染めると家族、近親者、友人等に迷惑をかける結果となります。そして何よりも自分自身の一生を台無しにします。社会の一員としての良識・見識を持ち、充実した学生生活を送るように心掛けてください。

[薬物乱用の恐ろしさ 警視庁](#)



[あやしいヤクブツ連絡ネット](#)



5. 飲酒時のマナー

本学では、学生の飲酒マナーや自転車の運転に関し、近隣住民の方々より厳しい苦情が寄せられています。改めて、日本大学の学生としての自覚を持ち、以下の事項を厳守してください。

1) 飲酒マナーの徹底：周囲への配慮は「義務」です

- ・居酒屋等での飲酒時、自分たちは「盛り上がっているだけ」と思っているだけで、周囲の客や近隣住民にとっては、耐え難い騒音や苦痛となっているケースが多々あります。
- ・店舗内外での大声、コール、路上でのたむろは厳禁です。
- ・公共の場であることを忘れず、節度ある行動を徹底してください。
- ・近隣からの苦情の内容によっては、大学として当該学生に対し、厳しい処分を科す可能性があります。

2) 飲酒運転の厳禁：自転車も「車両」です

- ・「自転車なら大丈夫」という甘い考えは通用しません。飲酒運転（自動車・自転車）は、他者の命を奪いかねない極めて危険で身勝手な犯罪行為です。
- ・飲酒後の運転は、車種を問わず一切認められません。
- ・「飲酒運転をする、飲酒運転をさせる、車両を提供する、同乗する」これらすべてが処罰の対象です。

【重要】自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入について

2026年4月1日より、自転車に対する「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が施行されます。これにより、従来の警告にとどまらず、信号無視や一時不停止、傘差し運転、スマートフォンを使用しながらの運転などに対し、反則金の納付が命じられるようになります。

自転車は便利な乗り物ですが、一歩間違えば加害者となります。法改正を機に、自身の運転マナーを根本から見直してください。

自転車の「青切符」対象となる主な違反例

2026 年 4 月 1 日より、以下の違反（一例）について警察官から現場で「青切符」を切られ、反則金の納付を命じられることになります。

1. 「ながら運転」の禁止

スマートフォン・携帯電話の使用：画面を注視したり、通話したりしながらの運転。

イヤホン・ヘッドホンの使用：周囲の音が聞こえない状態での運転（自治体の条例等により対象）。

2. 信号無視・一時不停止

信号無視：赤信号での交差点進入。

一時不停止：「止まれ」の標識がある場所で足を地面につけて停止しない行為。

3. 通行場所・方法の違反

右側通行（逆走）：車道の右側を走行する行為（自転車は左側通行が原則）。

歩道での徐行違反：歩行者の通行を妨げる速度での走行。

遮断踏切への立ち入り：踏切が鳴っている状態での進入。

4. 危険な運転行為

傘差し運転：片手で傘を差した状態での運転。

二人乗り：幼児用座席を使用しない、16 歳以上の運転者による二人乗り。

並進禁止場所での並進：友人同士などで横に並んで走る行為。

5. 夜間の無灯火

無灯火走行：夜間やトンネル内などでライトを点灯させない走行。

【注意】 反則金の額は今後正式に決定されますが、原付バイク並みの 5,000 円～12,000 円程度になることが見込まれています。また、酒酔い運転などの極めて悪質な違反については、これまで通り「赤切符（刑事罰・前科の対象）」となります。

皆さんの行動一つひとつが「日本大学」全体の評価に直結します。一時の気の緩みが、自身の将来を台無しにしかねないことを肝に銘じてください。他人に迷惑をかける行為を慎み、社会の規範となるべき大学生としての自覚ある行動をしてください。

6. マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度が始まりました。マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号（12 桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは平成 27 年 10 月以降に市区町村から原則として住民票に登録されている住所に送付された「通知カード」に記載されています。

マイナンバーは原則として一生使用するものになりますので、むやみに他人に見せることはできません。

SNS などに掲載・公表するといったことは法律違反になる可能性もあり、絶対にしないでください。

本制度の詳細については、[マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する文部科学省からのお知らせ：文部科学省](#)を参照してください。

騙されるわけ
ないじゃん!



誘われても
断れるでしょ?

自分だけは大丈夫

と思っているあなたも

オンライン
カジノ

闇
バイト

大麻
危険ドラッグ

飲酒
トラブル



学生生活に潜む危険

少しでも「あれ?」と思ったら
大学等や自治体の相談窓口へご相談ください。

誰もが抱える悩みや不安

こう思っていないませんか？

新学期が始まったけど、
なんだか**つらい**



これまで好きだったもの
のに興味がわかない、
何をしてても
楽しくない



就活・勉強が思い通りに
いかなくて
何も手につかない



授業中、みんなの前で
話すと思うと、
どきどきして息苦しくなる



やめたいと思っても、
なかなか**やめられない**。
でも、自分がだらしな
いだけ…



配慮してほしいことが
あるけど、こんなこと
いったらわがままだと
思われないかな



こころの病気を誤解しているかも…

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| × 弱い人がこころを病む | → こころの病気は誰でもかかる可能性がある |
| × 友達が少ないから、心を病む | → 友達の数と、こころの病気は無関係 |
| × こころの病気は遺伝する | → 病気そのものは遺伝しない |
| × 弱いから、いじめられる | → いじめは、「いじめる側」の問題 |
| × 悩みや不安を人に話すのは弱い人 | → 悩みを話すことで、より信頼しあえる |
| × こころの病気は一生治らない | → こころの病気も回復が可能 |

出典：厚生労働省「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」

自分の悩みを言葉にするだけで 気持ちが軽くなることもあります。

些細なことでも、**各大学等や関係機関の相談窓口へご相談**ください。



まもうよこころ
相談できる窓口を
紹介しています。



文部科学省

各省庁や関係団体の取組一覧

薬物乱用等の防止		
<u>薬物のない学生生活のために</u>（文科省他） ・薬物乱用の怖さは依存であること、大麻や危険ドラッグの正しい知識を持つことを示したリーフレット。 ・身近に起こりうる Q&A により薬物乱用の注意喚起。 	<u>薬物のこと大麻のことを誤解していると危険です！</u>（厚労省、文科省） ・若者の検挙者が急増していること、海外で合法でも大麻は安全でないこと、身体へ悪影響を与えること等、正しい知識を理解するためのリーフレット。 	<u>あなたと、あなたの大切な人が、飲み込まれないように。</u>（厚労省） ・医薬品を用法・用量を守らずに過量に摂取する「オーバードーズ」は、健康被害があること等を注意喚起するリーフレット。 
ギャンブル等依存症対策		
<u>依存症って？ー依存症を「正しく知って」「支える」ためにー</u>（厚労省） ・依存症はどうしてなるのか、依存症は回復できること等の啓発資料。 ・相談窓口や依存症の簡易チェックツールも活用できる。 	<u>日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です</u>（警察庁） ・日本国内ではオンラインカジノの利用は犯罪であることを示した啓発資料。（賭博罪） ・賭博をした者は、50 万円以下の罰金又は科料 	<u>自分や身近な人が「ギャンブル等依存症かも？」と思ったら…</u>（消費者庁） ・依存症について、債務等についての相談窓口を掲載したリーフレット。 ・依存症を克服した方の体験談も掲載。 
「闇バイト」に関する注意喚起		
<u>それ、「バイト」ではなく、「犯罪」です!!</u>（警察庁、文科省、こども家庭庁） ・犯罪に加わる前に、1人で悩まず勇気を持って周りの信頼できる大人や近くの警察に相談を促すリーフレット。 	<u>#BAN 闇バイト</u>（警視庁） ・「闇バイトに手を出さないために」、「一度でも闇バイトをしてしまうと」といった場面に応じた考え方や相談窓口、闇バイト防止啓発動画・啓発資料等をまとめたホームページ。 	<u>特殊詐欺加害防止特設サイト</u>（東京都） ・芸能人や被害者等のメッセージ動画、闇バイトの現状や勧誘テクニック、勧誘手口などのコラム等を掲載したホームページ。 
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解		
<u>大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて</u>（日本学生支援機構） ・大学等における性別情報の取扱い・管理方法、授業や学生生活等における配慮等を整理した大学教職員向け資料。 	<u>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を知っていますか？</u>（内閣府） ・理解増進法について理解を深めるためのリーフレット。性的指向、ジェンダーアイデンティティに関する相談窓口も掲載。 	<u>性的マイノリティに関する偏見や差別をなくしましょう</u>（法務省） ・法務省の人権擁護機関の啓発冊子の配布や性的マイノリティをテーマとした啓発動画等、各種人権啓発活動を紹介したホームページ。 

メンタルヘルスケア・自殺対策		
<u>学生の自殺対策（文科省）</u> - 全国の大学等の死亡学生実態調査等の自殺対策をまとめたホームページ。 - 大学において自殺予防に取り組むための方法や方策を解説した「自殺予防の手引き」も掲載。 	<u>学生の自殺防止のためのガイドライン（日本学生相談学会）</u> - 自殺防止のために大学において取り組むべき課題や、学生相談機関に求められる役割等について指針を示したガイドライン。 - 対応の具体例も紹介。 	<u>まもろうよこころ（電話相談・SNS 相談）（厚労省）</u> - 悩みや不安を抱えて困っているときに相談できる窓口を紹介したホームページ。 - 様々な相談窓口を電話、SNS 等の方法別に掲載。 
アルバイト問題・労働法制の指導・啓発		
<u>これってあり？～まんがが知って役立つ労働法Q&A～（厚労省）</u> 就職を控えた学生が、働き始める前やアルバイトをするときに最低限知っておいてほしいルールをまとめたハンドブック。 	<u>知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～（厚労省）</u> 働くときに知っておきたい基本的な知識や働くことの疑問や不安をわかりやすくまとめたハンドブック。 	<u>学生のみなさんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント：（厚労省）</u> 労働条件の確認、給与支払、残業手当、有給休暇、投資保険、会社都合の解雇、労働相談のポイントをまとめたリーフレット。 
消費者被害防止・教育の推進等		
<u>消費者ホットライン 188（新入生向け）（消費者庁、文科省）</u> 悪徳商法や投資詐欺等の消費者トラブルで困った場合に、相談できる窓口を紹介したリーフレット。 	<u>社会への扉（消費者庁）</u> クイズ形式で学ぶ「契約」や「お金」についての理解促進、消費生活センターに相談すること等をまとめた若年者向け消費者教育教材。 	<u>“オイシイ投資話”にご注意!!!!（金融庁）</u> 投資の話に関する注意喚起や相談窓口等をまとめたリーフレット。 
飲酒事故等の防止		
<u>健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（厚労省）</u> 厚労省で作成したアルコール健康被害を防止するためのガイドラインや飲酒チェックツールを掲載した広報資料を掲載したホームページ。 	<u>こどもにお酒を飲ませてはいけない～20歳未満の者の飲酒を防ぐために（厚労省）</u> お酒を飲まないためにできること、20歳未満の者の飲酒を防ぐために大人ができることを示したリーフレット。 	<u>20歳未満の者がお酒を飲んではいけない理由（国税庁）</u> 20歳未満の者がお酒を飲んではいけないことを5つの理由でわかりやすく説明したリーフレット。 

「ヤングケアラー」に関すること		
<u>ヤングケアラーについて（こども家庭庁）</u> ・ヤングケアラー支援の強化に係る法律が施行されたこと等の周知を図るため、様々な通知や資料が掲載されたホームページ。 	<u>ヤングケアラーを知っていますか（こども家庭庁）</u> ・ヤングケアラーとは何か、相談窓口の検索、ヤングケアラーの啓発動画やリーフレットをまとめたホームページ。 	<u>ヤングケアラーって、実はけっこう身近なのかも（こども家庭庁）</u> ・ヤングケアラーとは何か、当事者のインタビューや相談窓口を掲載したリーフレット。 
性暴力等への対応		
<u>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）</u> ・産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携した性犯罪・性暴力に関する相談窓口を紹介したホームページ。 	<u>性犯罪についての法律が変わりました（法務省）</u> ・イヤと言うことが難しい状況等で性的な行為がされた場合、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交罪」という犯罪となることなどを示したリーフレット。 	<u>女性に対する暴力の根絶（男女共同参画局）</u> ・女性に対する暴力の根絶に向けて、各種施策、相談窓口、広報啓発活動等をまとめたホームページ。 
人権・ハラスメントに関する相談		
<u>人権相談（法務省）</u> ・いじめなどのこどもの人権、セクハラ等の女性の人権等の人権相談窓口を紹介しているホームページ。 	<u>人権相談・調査救済制度周知用リーフレット（法務省）</u> ・法務局において職員や人権擁護委員が人権問題に関する相談を行っていることを周知する。 	<u>国立大学のハラスメント相談窓口（国大協）</u> ・各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報を一覧にしたホームページ。 
過激派等への対応		
<u>内外情勢の回顧と展望（公安調査庁）</u> ・国内情勢の章で、過激派（革マル派、中核派、革労協解放派等）の活動や勧誘への注意喚起を掲載。 	<u>オウム真理教特集ページ（公安調査庁）</u> ・オウム真理教の概要や活動内容をまとめたホームページ ・オウム真理教の危険性を示す概要資料も掲載。 	<u>霊感商法等対応ダイヤル（法テラス）</u> ・宗教団体や怪しいセミナーの勧誘等、困ったときに相談できる窓口を紹介した新入生向けリーフレット。 

学生の悩みや不安への相談窓口①

悩みや不安がある場合は、記載の相談窓口に加えて、所属する大学等の学生相談窓口へ相談してみてください。

◆いわゆる「闇バイト」に関する被害防止

- 「**高額収入案件**」「**ホワイト案件**」と書かれたバイトに応募してしまい、事業者から連絡くるけどどうしよう…
- 薬に稼げると言われ、**怪しい仕事**をさせられていてやめたいが、脅されてやめられない…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- ・犯罪？と思ったら：**#9110**（警察庁総合相談センター）
- ・犯罪等で困っていたら：**各都道府県警察の少年相談窓口**
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

◆ギャンブル等依存症に関する周知・啓発

- 「**自分は大丈夫**」と思っていたのにはまってしまい、やめたくてもやめられないことがある…
- ギャンブルにはまってしまい、**多額の借金返済**に困っている…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- ・依存症についての相談：
<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>
（全国の依存症専門相談窓口）
- ・多重債務相談窓口：<https://www.fsa.go.jp/soudan/>（金融庁）

◆薬物乱用防止

- 「**市販薬**なので、**過剰摂取**しても**問題ない**」とはじめたら、健康被害が出て学業に専念できない…
- サークルや友人など、「**みんながやっているから大丈夫**」と軽い気持ちで薬物に手を出したら、やめられなくて困っている…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>（厚生労働省「薬物乱用防止窓口一覧」）

◆消費者被害防止・詐欺的な投資勧誘による被害防止

- 「**必ず儲かる**」「**楽して稼げる**」といわれて投資をはじめたが、全くもうからず、借金ばかりが増えてしまい困っている…
- SNSの広告から1回限りの試供品を購入したら、2回目以降も契約されており、**高額請求**が来てしまった…
- クレジットカードの支払いを**リボ払い**にしたたら、支払い額が膨れ上がってしまい、多額の借金を負うことになってしまった…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- ☎188(いやや！)**（消費者ホットライン）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consultation/administration/hotline/
- ☎0570-016811** 又は **03-5251-6811**（金融サービス利用者相談室）
<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

学生の悩みや不安への相談窓口②

悩みや不安がある場合は、記載の相談窓口に加えて、所属する大学等の学生相談窓口へ相談してみてください。

◆メンタルヘルスケア

- 新学期がはじまったけど、新しい環境になじめず、つらい…
- 友人やサークル間でのトラブルで悩みがあり、誰かに相談したいことがある…
- 将来の進路が不安で、何も手につかない…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- ・厚生労働省「まもろうよこころ」(SNS・電話相談窓口)
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>
- ・全国精神保健福祉センター
<https://www.zmhwc.jp/centerlist.html>

◆学生アルバイト問題・労働法制の啓発

- アルバイト先の店長から、一方的にシフトを入れられてしまい、授業を休んで出勤しないといけなくなっている…
- 研修期間と称して、最低賃金以下で働かされている…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- ・**☎0120-811-610** (労働条件相談ホットライン)
- ・厚生労働省「総合労働相談コーナー」
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

◆過激派対策等

- 普通の学生サークルかと思ったら、過激派組織だった…
- 先輩に履修の相談に乗ってくれると言われ、個人情報を与えたら宗教勧誘を受けて困っている…

そんな時は
迷わず相談し
てください！

【相談窓口】

- ・**☎0120-005931** 霊感商法等対応ダイヤル(法テラス)
<https://www.houterasu.or.jp/site/soudanmadoguchi-houseido/>

◆その他

- 差別や虐待、ハラスメントなど人権問題について相談したい
- 性犯罪・性暴力被害やストーカー被害などについて相談したい
- アルコールによる健康障害について、相談したい

【相談窓口】

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html (法務省「人権相談」)

【相談窓口】

☎#8891 又は **☎0120-8891-77**
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
(内閣府「ワンストップ支援センター」)

【相談窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>
(厚生労働省「アルコール健康障害対策 5. 相談期間等」)

保健・相談など

保健室からのお知らせ

1. 感染症について

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染予防のため、日頃より丁寧な手洗い・手指の消毒・換気・場面に応じた適切なマスク着用など、基本的な感染対策は継続しましょう。
- ・必要なワクチンはお済みですか？ 集団生活を送る中で感染症を防ぐために母子健康手帳の記録を確認してください。
- ・新型コロナウイルス・インフルエンザ・それ以外の感染症に罹患した場合は、HP: [保健室 | 日本大学文理学部](#) または COMITS2（コミッツ）をご確認ください。

2. 保健室について

- ・保健室 本館 1 階 開室時間（平日 9：00～18：00 土曜日 9：00～13：00）
- ・看護師が常駐し、学内におけるケガや体調不良時に対する応急処置を行います。
- ・急病や大きな怪我などの緊急時に、保護者の方と連絡を取る場合があります。緊急時の連絡先について御家族で話し合い、すみやかに連絡が取れるようにしておいてください。また、病院受診をする際にはマイナ保険証等の提示を求められますので常に携帯してください。

保健室では薬機法に基づき、また、副作用などの安全上の理由から、内服薬はお渡ししていません。
頭痛・腹痛・生理痛・抗アレルギー薬など **必要な薬については各自で準備** するようお願いいたします。

3. 学生定期健康診断について

- ・健康診断は、健康の保持増進を図るための健康管理として、学校保健安全法に定められています。全員必ず受診してください。大学での健康診断を受けられなかった学生は、各自受診し、結果を保健室へ提出してください。（各自で受けた際の費用は全額自己負担となります）
- ・日程詳細は HP: [保健室 | 日本大学文理学部](#) または COMITS2（コミッツ）にてご確認ください。
- ・健康診断証明書は、本年度の定期健康診断を受診した学生に限り証明書自動発行機で発行します。手数料は 1 通 100 円です。指定用紙がある場合は証明書自動発行機で発行した健康診断証明書を持参の上、保健室に申し出てください。※発行の際は学生証が必要です。※発行可能期間については、別途周知します。

4. 学校生活上の諸注意

- ・しっかり睡眠時間を取りバランスの良い食事を心がけるなど、体調の自己管理に努めてください。特に朝ごはんを食べる習慣をつけましょう。
- ・紙たばこによる副流煙と臭いは、紙たばこの煙を吸った周りの人の喘息を悪化させたり、アレルギー発作のきっかけになることもあります。アナフィラキシーショックなどの命にかかわる重大な健康被害をひきおこすこともありえるので、構内での紙たばこ全面禁煙について必ず徹底してください。

保健関係

1. 傷害及び死亡事故等に関する給付金

本学では在籍学生の正課・課外教育中、または課外活動中などに発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金制度（「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」）があります。事故が発生した場合、給付の可否を検討しますので、指導教職員または顧問に申し出て、事故から1週間以内に学生課へ報告してください。ただし、事故発生原因が故意または重大な過失による場合、法令あるいは本大学の学則・諸規程などに違反した行為の場合は、給付を受けることはできません。

2. 日本大学校友会準会員診療費助成制度

準会員が指定病院（日本大学病院、医学部附属板橋病院、歯学部附属歯科病院、松戸歯学部附属病院、郡山・寿泉堂総合病院、郡山・星総合病院、三島中央病院、共立習志野台病院、千葉県済生会 習志野病院、板倉病院、藤沢湘南台病院）で受診した場合、健康保険を適用した保険診療一部負担金（調剤薬局分及び入院食事療養費を除く）の内、高額療養費自己負担限度額までを日本大学校友会が負担します。詳細は学生課へ問い合わせてください。

3. 医療機関

病院名	QR コード	所在地
日本大学病院		〒101-8309 千代田区神田駿河台 1-6JR 御茶ノ水駅下車徒歩 3 分
日本大学医学部附属板橋病院		〒173-8610 板橋区大谷口上町 30-1JR 池袋駅下車バス日大病院行 25 分東武東上線大山駅下車徒歩 10 分
日本大学歯学部附属歯科病院		〒101-8310 千代田区神田駿河台 1-8-13JR 御茶ノ水駅下車徒歩 2 分
日本大学松戸歯学部附属病院		〒271-8587 松戸市栄町西 2-870-1JR 松戸駅下車バス日大鹿病院行 15 分
三島中央病院		〒411-0848 三島市緑町 1-3 伊豆箱根鉄道三島広小路駅徒歩 2 分

郡山 寿泉堂綜合病院		〒963-8585 福島県郡山市駅前 1-1-17JR 東北新幹線・東北本線郡山駅より徒歩 5 分
郡山 星総合病院		〒963-8501 福島県郡山市向河原町 159-1 JR 東北新幹線・東北本線 郡山駅より徒歩 12 分
共立習志野台病院		〒274-0063 千葉県船橋市習志野台 4-13-16 新京成線北習志野駅より徒歩 6 分
千葉県済生会習志野病院		〒275-8580 千葉県習志野市泉町 1-1-1JR 津田沼駅から京成バス済生会習志野病院行 15 分
板倉病院		〒273-0005 千葉県船橋市本町 2-10-1 京成本線京成船橋駅より徒歩 5 分
藤沢湘南台病院		〒252-0802 神奈川県藤沢市高倉 2345 小田急江ノ島線長後駅より徒歩 8 分

4. 学部周辺の医療機関

吉川内科医院	世田谷区松原3-28-8	TEL 03-3323-0661
桜上水医院（内科・眼科）	世田谷区桜上水5-13-9	TEL 03-5374-6788
神馬クリニック（内科・外科・整形外科・皮膚科）	杉並区下高井戸1-1-6	TEL 03-5355-1500
斎藤クリニック（耳鼻科・気管食道科）	世田谷区桜上水5-20-11	TEL 03-3306-1133

※このほかにも医療機関を紹介しています。利用したいときは、保健室に相談してください。

学生支援室について

学生支援室は、学生の皆さんがより良い学生生活を送れるよう、さまざまな相談を受けています。窓口にはコーディネーターが常駐していて、いつでも来室可能です。

また、専門のカウンセラー（臨床心理士）が話を聴きながら悩みや問題について一緒に考え学生生活をサポートします。

電話による相談もできます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。（相談は無料です。）

1. 学生支援窓口 ※予約不要

【開室時間】月～金 10：00～17：00 土（隔週）9：30～13：00

【電話】03-6379-9107（直通電話）

窓口では障がいを持つ学生の合理的配慮の説明や手続きも行っています。

障がい者差別解消法の施行に伴い、日本大学では基本方針を制定し、各学部の支援窓口を中心に教務課、学生課、教員等が連携し、障がいを持つ学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活を送れるように様々なサポートを行っています。

2. 学生支援室（カウンセリング） ※予約制

【カウンセリング時間】月～金 10：30～16：30 土 9：30～12：30（カウンセリングは1回50分間です）

【電話】03-5317-9290（直通電話）

【予約方法】

電話…学生支援窓口、またはカウンセリングで電話予約。

予約フォーム…文理学部 HP「学生支援室」相談予約フォームから予約。

来室…学生支援室窓口に来室して予約。

詳細は文理学部 HP:[学生支援室（カウンセリング・障がい学生支援） | 日本大学文理学部](#)をご覧ください。

地震防災ガイド

大学で大地震が発生したら

重要！必ず読んでおこう！！

① 地震発生時

身の安全を確保

- ・ 棚など倒れてくるものから離れる。
- ・ 窓などから離れる。
- ・ 机の下にもぐったり、バッグで頭を覆うなどして、落下物から体を守る。
- ・ 余裕があれば、ドアを開け出口の確保をする。
- ・ 落下物のない場所にいる場合には、身の安全を図りながら、その場で揺れが収まるのを待つ。

② 揺れが収まったら

- ・ 余震や落ちてくるもの、壊れているものなどに引き続き注意して身の安全を図る。
- ・ 学内では全館放送あるいは教職員の指示により、地震情報及び避難の要否について連絡する。
- ・ 出口の確保をする（ドアの解放など）。
- ・ すばやく火の始末をする。火が出たら、落ち着いて初期消火をする。
- ・ 周囲の安全確認をする。
- ・ 必要に応じてブレーカーを落とし、プラグを抜く。

③ 実験室にいた場合

実験室では、化学薬品の混合などによって火災が発生する場合があります。

揺れがおさまった後、火が小さいうちに備え付けの消火器で消火します。水を使うと火が周囲に広がることがあるので注意してください。実験室には、平日・休日、また時間を問わず大勢の人がいることが多いものです。避難の際はお互いにそれぞれの存在を確認し合い、全員で安全に避難するよう心がけてください。

④ 避難のしかた

- ・ あわてず、騒がず、落ち着いて全館放送や教職員の指示に従う。
- ・ エレベーターは使用しない。
- ・ 落ちてくるもの、倒れているもの、散乱しているものに気をつけて、けがをしないように避難する。

⑤ 災害時の帰宅

「東日本大震災」では帰宅困難者の問題が注目されました。交通機関がストップしたため、多くの方が徒歩で自宅に向かい、帰宅が難しい人は公共施設などの避難所で過ごしました。想されている「首都直下地震」のように、関東地方で甚大な被害が生じる地震災害の場合は、建物や道路の損壊や火災などによって、帰宅が困難というよりは危険な状況になることもあります。大きな災害時には、特に遠方から通学している学生は、無理に帰宅しようとせずに、大学や自治体・公共機関が用意または案内する避難場所を利用してください。

⑥ AED設置場所

◎ 本館1Fエレベーター横 ◎ 保健室 ◎ 1号館1F入口左 ◎ 2号館1F館内案内図横 ◎ 3号館1Fエスカレーター横 ◎ 4号館1F正面階段横 ◎ 7号館1Fホール内 ◎ 8号館1F入口右 ◎ 図書館1Fエレベーター横 ◎ 総合体育館1F研究室前 ◎ 総合体育館プール（プール事務室内） ◎ 百周年記念館1F管理室前 ◎ サクラスポーツ&ジムナスティックスセンター

避難場所・経路についての問い合わせ先

【文理学部 庶務課】 03-5317-9677 【学生課】 03-5317-8596

震度とマグニチュード

震度 5 弱



震度 5



震度 6 弱



震度 6 強



震度 7



地震の規模はマグニチュード (M) で示され、マグニチュードが 1 上がると地震のエネルギーは約 32 倍となります。震度は地震の揺れの程度を示すもので場所によって異なります。震度階級は 0～7 の 10 階級（震度 5, 6 は強弱の 2 段階に区分）に分かれ、「震度 5 弱」でも、耐震性の低い鉄筋コンクリートの建物の壁に亀裂がはしり、窓ガラスが割れて落下します。未補強のブロック塀が倒れたり、道路にも亀裂が入るなどの被害が出るのが予測されます。

災害ボランティア

東日本大震災では、多くのボランティアの活動が復興の原動力となるとともに、被災者の助けとなりました。本学部でも災害時にボランティアを受け入れます。大学内部に救護所などが設けられた場合には、学生・教職員は進んでボランティア活動に参加しましょう。なお、災害の種類に応じてボランティア活動の内容は異なります。身の安全を守りながら、現地のリーダーにしたがって行動しましょう。

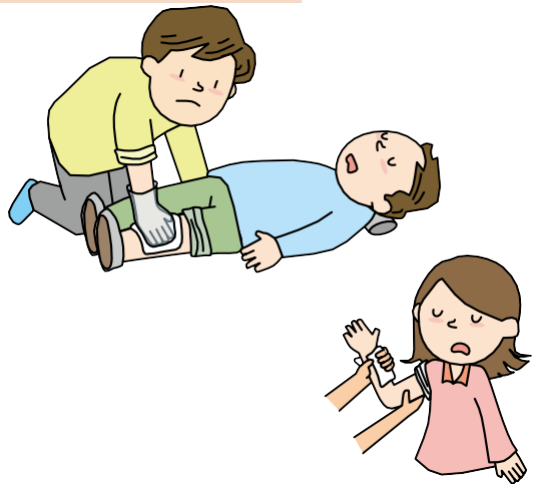
応急手当

やけど

- きれいな冷水で直ちに冷やす（患部に直接強い水圧をかけない）。時間は 15 分以上が目安です。多量の水がない場合、清潔な布を水に浸したものを患部に当てて冷やします。
- 十分に冷やした後、滅菌ガーゼや清潔な布で患部を覆う。
- 衣類の上から熱湯をあびた場合、直ちに衣服の上から水をかけるか、水に浸して冷やします。
- 衣服は、十分に冷やしたのち脱がせます。衣服が皮膚に付着している場合は無理にはぎ取らないこと。ハサミを使って衣服を切ろうとするのも危ないので避けてください。



多量の出血



手足からの出血は、その部分を高く上げる。

●直接圧迫止血

傷口に清潔なガーゼやハンカチをあてて手でしっかり押さえたり、付帯を少し強めに巻いて圧迫する。外傷を受けた部分は心臓より高く上げる。

●関節圧迫止血

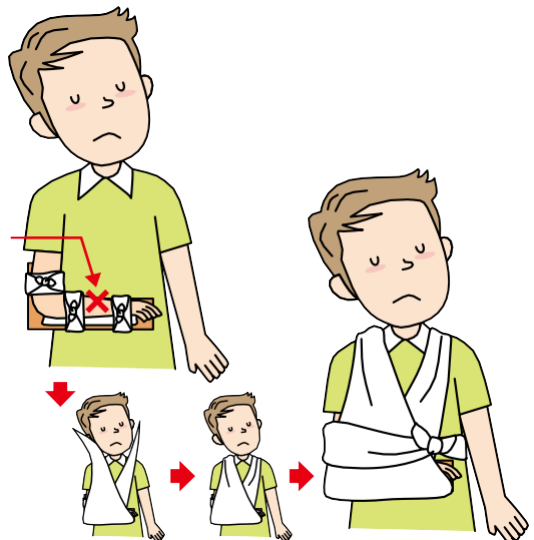
傷口より心臓に近い動脈（止血点）を手や指で圧迫して血液の流れを止める。

●直接圧迫止血と関節圧迫止血の併用

直接圧迫止血だけで止まらないときには、関節圧迫止血を加えて行います。また、直接圧迫をすぐに行えない。

骨折

- 骨折の部分に副子（福木）をあてて安静を保つ。福子がない場合は、杖、傘、スキーの板、物差し、新聞紙、雑誌、座布団などでも代用。ポイントは患部を動かさないこと。動かすと、折れた骨が動いて周囲の血管や神経などを傷つけてしまう。
- 副子と体の間には、必ずタオルなどの当て物を入れる。
- 体を毛布で包んで保温する。
- 傷のあるときは、先に傷の手当をする。ただし、傷を洗ったり、無理に骨を押し込むことは避ける。



身の安全を守るために

大学、自宅、外出先など、いつでもどこで遭遇するのかわからない地震。地震から身の安全を守るためのいくつかのポイントを挙げたいと思います。参考にしてください。

地震の際は、いろいろなものが落下するおそれがあります。頭を守るために、ヘルメットや防災頭巾などを用意することが求められますが、これらが、いつも身近にあるわけではありません。その場合は、カバンや本など身のまわりにあるものを使って頭を守りましょう。また、倒れてくるものなどがある危険な場所からは速やかに離れ、安全な姿勢で身を守りましょう。

2. 屋内被害を防ぐために

地震の際、建物の被害が注目されますが、建物自体は無事でも、建物の中の家具の転倒、備品の落下、ガラスなどの破損といった屋内被害により死傷するケースも少なくありません。特に就寝中など無防備な時間に地震が起こった場合のことを考えて、日ごろから対策を講じることが必要です。

●家具の転倒・移動とモノの落下・移動防止を防ぐ

棚などの家具が転倒・移動しないために、家具を固定することが求められます。また、家具を固定しても、棚の中にあるモノが落下して負傷することもあります。テレビ、パソコン、電子レンジなどは、地震によっては落下するのではなく数メートルも飛ぶことがあります。そして、食器棚などの観音開きの扉が開いて、棚の中にある食器や鍋が飛ぶこともあります。家具の固定はもちろんですが、テレビ、パソコン、電子レンジなどを固定することや、棚の中にあるモノが外へ出ないような工夫も必要です。

●ガラス等によるケガを防ぐ

破損したガラスや陶器によってケガをする人も少なくありません。窓ガラスなどに飛散防止のフィルムを貼るなどの対応が求められますが、そこまでできない場合も、破片でケガをしないような工夫も必要です。例えば、厚手の手袋などや屋内で履く靴を用意して、わかりやすい場所や枕もとに置くことなどです。そして、夜間の地震を考えて、懐中電灯やペンライトなどを置いておくことも必要です。

3. 屋外被害を防ぐために

ビルの近くではガラスや壁の落下、商店街などでは看板・展示物の落下や固定していない自動販売機の転倒、住宅街では塀や門柱の転倒などが考えられます。地震の際には、これらの点に注意することが必要ですが、よく利用する道路などについて、このような点を心に留めて考えておくとか、通学路なども安全なコースを選ぶなどの対応が求められるでしょう。

4. 津波から身を守るために

津波の速さは、沖合いではジェット機なみ、海岸近くでも自動車なみのスピードです。つまり、津波は人間の足ではかなわない速さで襲い、しかも、非常に力が強いものです。「東日本大震災」で巨大な津波の被害が目撃されましたが、例えば、1メートルの津波でも、陸地に入ってくれば建物に被害を与えますし、津波注意報レベルの数十センチの津波でも人が転倒するような力があります。現在は、地震発生後、津波警報・注意報がかなり早く発表されますが、津波警報・注意報を聞いたらすぐに避難をしてください。また、津波の情報が入手できない状況でも、次のようなことがあった場合には、津波の可能性があるので注意してください。

- ① 地震による強い揺れを感じた時
- ② 弱くても長いゆっくりとした揺れを感じた時
- ③ 海面や海水に異常が見られた時

5. 非常時のために

地震だけでなく災害や事故は、いつ起こるのかわかりません。一般的に、学生の日常生活における災害対策への優先順位は、あまり高くないようです。日ごろから、できる範囲で備えと心の準備をしておくことが必要です。非常時の持ち出し品・備蓄品として、よく挙げられる食料、飲み物、薬、着替えなどに加え、皆さんが、生活する中で必要と思われるものを考え、それぞれ準備しておくことも大切なことです。

6. 災害時の連絡方法

災害時に、家族・友人などに連絡する方法を確保しておくことは重要です。災害が発生すると、一般の電話や携帯電話は非常につながりにくくなります（公衆電話は、「災害時優先電話」ですので一般の電話よりはかかりやすいとされています）。また、「東日本大震災」で注目された SNS 等も、停電になったり回線や基地局が使用できなくなったりするような被害が生じる地域では思うように使えなくなります。そのようなことに対応するために、NTT の災害用伝言ダイヤル 171 や携帯電話の災害用伝言板サービスなどがあります。

災害伝言サービス「171」

携帯電話のデータ通信では、災害時になると「災害用伝言版」がトップメニューにでて、その伝言板を通して安否確認ができます。詳細は下記 URL から調べてください。

携帯電話会社名	QR コード
NTT ドコモ	
au	
SoftBank	
Y!mobile	

携帯電話の災害用伝言版サービス

災害用伝言ダイヤルは、171に電話をかけて、安否などの情報を1伝言あたり30秒まで、計10伝言まであずかってくれるサービスです。災害用伝言ダイヤル171の使い方は、次のとおりです。

- ① 171をダイヤルする。
- ② 音声ガイダンスに従い、録音か再生かを選択する。
- ③ 被災地の電話番号を入力する（例えば自宅が伝言サービエリアに指定されたら自宅の電話番号を入力する）。
- ④ メッセージの録音をする（30秒以内）または録音内容を聞く。
- ⑤ 伝言の保存は48時間。

[災害への取り組み](#) | [災害対策](#) | [企業情報](#) | [NTT 東日本](#)

東京都防災ホームページ

東京都では、[トップページ](#) | [東京都防災ホームページ](#)で防災に関する情報を発信しています。

関係団体の連絡や地震情報

- ◎火災・救急など：局番なし 119
- ◎道路災害（陥没・冠水・土砂崩れ等）：北沢土木管理事務所 03-5486-7010
- ◎消毒・防疫：世田谷保健所 03-5432-1111
- ◎世田谷区役所：03-5432-1111

※緊急時には大学から重要情報を発信しますのでCOMITS2（コミッツ）に登録してください。

地震が起こるとP波とS波という2つの波が発生して揺れが伝わります。P波はスピードが速いものの揺れは比較的弱いものです。一方、S波はP波よりもスピードは遅いのですが、揺れが強いという特徴があります。多くの人々が体感し、被害を起こすような揺れはS波によるものです。「緊急地震速報」は、P波をどこかの地震観測点で感知した段階で、被害などを起こすS波が到達する時間と震度を予測して発表するものです。一般には、テレビ、ラジオ、携帯電話などで伝えられます。地域によっては、実際に揺れを感じる前にこの速報を得ることができる場合もありますが、その場合でも、この速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかありません。この速報を得た際は、基本的には、突然、地震の揺れに襲われた場合と同じように、まず身を守る対応をとってください。

[緊急地震速報について](#) | [気象庁](#)